

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：高知県
 農業委員会名：土佐清水市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	329
自給的農家数	192
販売農家数	205
主業農家数	51
準主業農家数	19
副業的農家数	135

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	307
女性	136
40代以下	39

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	36
基本構想水準到達者	10
認定新規就農者	5
農業参入法人	
集落営農経営	2
特定農業団体	
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	429	147				576
経営耕地面積	264	67	31	24	12	330
遊休農地面積	40	2				42
農地台帳面積	636	715				1351

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3年 7月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	5	5
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	4

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	576ha	85.6ha	14.90%
課 題	高齢化に伴う労働力不足、担い手不足は深刻化しており、農業者の減少と共に遊休農地化が進んでいる担い手への農地の集積・集約化にあたり、基盤整備も含めた耕作条件の改善も課題である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 90.0 ha (うち新規集積面積 4.4 ha)
	目標設定の考え方:中間管理事業実施地区については、地域の離農者等隨時集積に努め、全域で制度全般を周知する。
活動計画	10月:農地利用意向調査に併せて農地中間管理事業の周知 隨時:担い手への農地の利用集積に向けた掘り起こし、あつせん活動 人・農地プランへの積極的な関与による利用集積の推進

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が目作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	2 経営体	2 経営体	2 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	1.1ha	1.3ha
課 題	ここ数年、露地・施設野菜に20代～40代の新規参入者が年に2名のペースで増加しており、心強い担い手が確保できた地域もある。産地提案を行っている施設キュウリにも参入者があり、今後につながっていくことが期待される。しかし、地域によっては農業者の減少が著しく、農地の管理もままならない地区もあり、今後の対策が課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.5 ha
活動計画	令和2年4月 農業委員会だよりにてPR 随时 市ホームページで募集PR(給付金要綱等掲載)		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	576ha	ha	%
課 題	地域の担い手不足に加え、山間部や狭小農地などの条件不利地の遊休農地化が進んでいる。担い手の確保と共に農地の利用集積を進め、地域の農業全体を効率化していくことが必要である。また、今後維持が困難な農地の非農地化などの対応も必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha		
	目標設定の考え方:利用意向調査の結果を農地中間管理事業につなげると共に、担い手への集積を確実に進めるために最低限の面積		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	13 人	10月	11月
	調査方法	管内を4地区に分けて調査班を編成し、農地地図を元に目視等による巡回調査を行う。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	12月	1月～2月	
その他	農業委員会活動の見える化の一環として例年行っている解消事業を継続する。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	576ha	0.02ha
課 題	地区担当委員による監視活動に加え、利用状況調査時に一斉農地パトロールも実施し違反転用等の監視活動の強化を行うと共に、継続した市民への啓発も重要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して

転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	年1回 農業委員会だより(広報誌)にて違反転用未然防止の啓発
------	--------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入